

令和3年第2回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和3年2月26日(金) 午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

2. 会議構成人員(11名)

出席農業委員(11名)

4番	小松勝恵委員	6番	橋本賢一委員
7番	樋口幹夫委員	8番	山内喜一委員
9番	深谷宏光委員	10番	早津和一委員
11番	山本繁夫委員	14番	齋藤茂委員
15番	塩田一也委員	16番	秋元幸一委員
19番	矢野正則委員		

欠席農業委員(なし)

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	主幹兼次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	真船美和子	副主査	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	新井 修治
東分室長	藤田 和宏		

◎開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

本日も大変ご多用の中、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本当に早いもので、来週からはよいよ3月ということで、徐々に暖かい春らしさを感じる日も増えてくると思います。春の訪れは非常に待ち遠しいものですので、何となく心がほっとするところかと思えますけれども、まだまだ朝晩は冷え込む日もあると思えますので、コロナ感染症同様に気をつけていただきたいと思いますので、

それでは、総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第2回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日ご審議いただきます議案は、農地法第3条関係が10件、農地法第5条関係が3件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が、本日議席に配付しております73号を加えまして73件、合わせて86件をご審議いただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のために、福島県で発令しておりました不要不急の外出自粛要請、これは去る14日をもって解除となったところではありますけれども、県では、3月31日までの期間において、会津やほかの地域でクラスターが出ているというふうな状況に鑑みまして、特にクラスター防止にポイントを絞った対策を実施していることから、本委員会においても引き続き予防対策徹底のため、先月に引き続きまして委員を減じて総会を開催するものであります。よろしく願いいたします。

(午後14時00分)

◎会長挨拶

事務局長 初めに、矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 どうも皆さん、こんにちは。

今、局長から話しがありましたが、コロナということで、本日も委員を減じて開催いたします。

朝晩、温度差がかなり大きくなって、春に近いなという実感があります。本格的な農作業に先立ち、害虫予防のため、これから河川周りの野焼きなどが始まると思いますが、栃木県の森林火災、こちらはタバコの不始末が原因と思われるとのことですが、乾燥している時期でもありますので、この辺りを十分に注意して行っていただきたいと思います。また併せて、農作業が本格的になってきますので、健康管理にも万全を期していただきたいと思います。

本日は86件の議案が上程されております。よろしく申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、議事録署名人には、9番、深谷宏光委員、10番、早津和
一委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 欠席の申出がありません。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の
規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和
3年2月26日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 (真船主任主査) それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその10朗読】

以上、その1からその10までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたしま
す。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願ひます。

事 務 局 (真船主任主査) 3条その1の申請について、地区担当、北野農業委員、高久推進

委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る2月21日に、譲渡人、譲受人に申請内容について電話で確認し、双方とも申請内容について間違いのないことです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

早津委員 白河西部地区担当、10番の早津です。

去る2月20日、高橋亨委員と譲受人現地立会いのもと申請内容について間違いのないことを確認しました。譲渡人とは去る2月17日に電話で申請内容について確認いたしました。管理はよくやるということ、周辺農地にも支障がないということで、問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願ひます。

事務局(真船主任主査) 3条その3の申請について、地区担当、矢野農業委員、山本農業委員、篠宮推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る2月19日、譲渡人破産管財人弁護士、譲受人、現地立会いのもと、申請内容について確認し、双方とも申請内容について問題ないということです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議いたします。

地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願ひます。

事務局（真船主任主査） 3条その4の申請について、地区担当、富永農業委員、梨本推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る2月14日に譲渡人には電話で、2月20日に譲受人、代理人行政書士と現地立会いのもと、申請内容について確認し、双方とも申請内容について問題ないということです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願います。

事務局（真船主任主査） 3条その5の申請について、地区担当、矢野農業委員、山本農業委員、斎藤推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る2月20日に譲渡人には電話で、同日、譲受人とは現地立会いのもと、申請内容について確認し、双方とも申請内容について問題ないということです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

早津委員 白河西部地区担当10番の早津です。

高橋委員と、譲渡人には去る2月17日に申請内容について電話で確認いたしました。譲受人については去る2月20日に現地で立ち会いまして、申請内容について間違いはないということです。これはもともと譲受人が作っている田んぼということで、何の問題もないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

以上です。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願います。

事務局（真船主任主査） 3条その7の申請について、地区担当、根本農業委員、和知推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る2月15日に、譲渡人、譲受人現地立会いのもと、申請内容について確認し、双方とも申請内容について間違いのないことです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしく願います。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その8について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 7番の大沼地区担当の樋口です。

去る2月14日、鈴木委員と現地調査を行いました。譲渡人には去る2月14日、譲受人には去る2月20日に電話にて内容について確認しました。現地の畑と田んぼは、入り口のないような田んぼで、隣地の譲受人じゃなきゃ作れないような場所です。周辺農地には問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その9について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古関地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る2月17日、穂積委員と現地調査を行いました。譲渡人、さらに譲受人、さらに代理人の行政書士と5人で現地の調査をいたしました。その結果、双方とも申請内容に間違いのないことを確認いたしました。また、周辺の農業者にも何ら影響がないことを確認しましたので、皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その9について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その10について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区担当の橋本です。

今回、譲渡人、譲受人の申請について、鈴木推進委員と去る2月21日午前中に現地を調査いたしました。午後に、譲渡人と譲受人に電話で申請内容を確認いたしました。双方とも申請内容には間違いがないということでした。また、5年くらい前は物すごく荒れていて、畑でない状態ですが、3年前から譲受人が借りて畑を作ってきたので、問題ないということです。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その10について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

8ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和3年2月26日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、9ページをご覧ください。

【その1朗読】

申請地につきましては、用途地域内であり、JR新白河駅の北東500メートルに位置し、周囲は住宅地でございます。

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

早津委員 10番の白河西部地区担当の早津です。

これも高橋委員と2月22日、現地調査を行いました。そして、同じ2月22日に譲渡人、また譲受人には電話にて確認いたしました。内容については間違いはないということでありまます。調査をして、ここの場所は何回も調査しに行っているんですけども、とにかく入り口がないということは大変なことだと思っ、非常にこれは問題ないということだと思いまます。ということで、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありまましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたしまます。

農地法第5条その2を審議しまます。

事務局より説明をさせまます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、14ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたしまます。

転用の基準といたしまましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたしまます。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたしまます。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めまます。

山内委員 東釜子東地区担当の山内です。

2月20日、設定人、被設定人とともに電話にて確認をいたしまました結果、周辺農地には何の影響もございませんので、皆様の審議よろしくお願いいたしまます。

会 長 地区担当委員より説明がありまましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたしまます。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、19ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

小松委員 東釜子西地区担当の小松です。

2月23日、譲渡人、譲受人、一緒に現地に来ていただき、現地確認したところ、何ら問題ないということで、皆様の審議をよろしく願います。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

24ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和3年2月26日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 事務局より説明をさせます。

事務局（三浦副主査） それでは、58ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【所有権の移転第72号朗読】

この案件につきましては、2月2日に表郷古閑地区担当委員の深谷委員、穂積委員立会いの下、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第71号及び第73号並びに所有権の移転第72号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第71号及び第73号並びに所有権の移転第72号について、原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なしという声が出ました。なければ、事務局のほうより。

事務局長 それでは、事務局よりご連絡を申し上げます。

事務局からは1点だけ、次回総会の日程でございます。3月29日午後2時より、今日と同じ、ここ、サンフレッシュ白河での開催となります。

なお、今日も会議冒頭にも申し上げましたけれども、先月、そして今月と、新型コロナの関係で、参集人員を議決要件を満たすぎりぎりの人数まで絞って開催してきました。

来月の総会は、年度末の区切りの総会でもありますので、本来であれば全員参加で開催したいところではありますけれども、ご承知のように、3月末から4月にかけては、直接委員様方には関係のないことなのかもしれないですけれども、人事異動等などもあり、人の動きというのが非常に活発になってくる時期でもあります。人の動きが活発になれば、それだけリスクも大きいということにもなりますので、引き続き、県内、市内の感染状況などを踏まえて判断をしまいたいと思いますので、その辺ご理解をよろしくお願いたしたいと思

います。

連絡事項については以上であります。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和3年第2回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後2時35分)